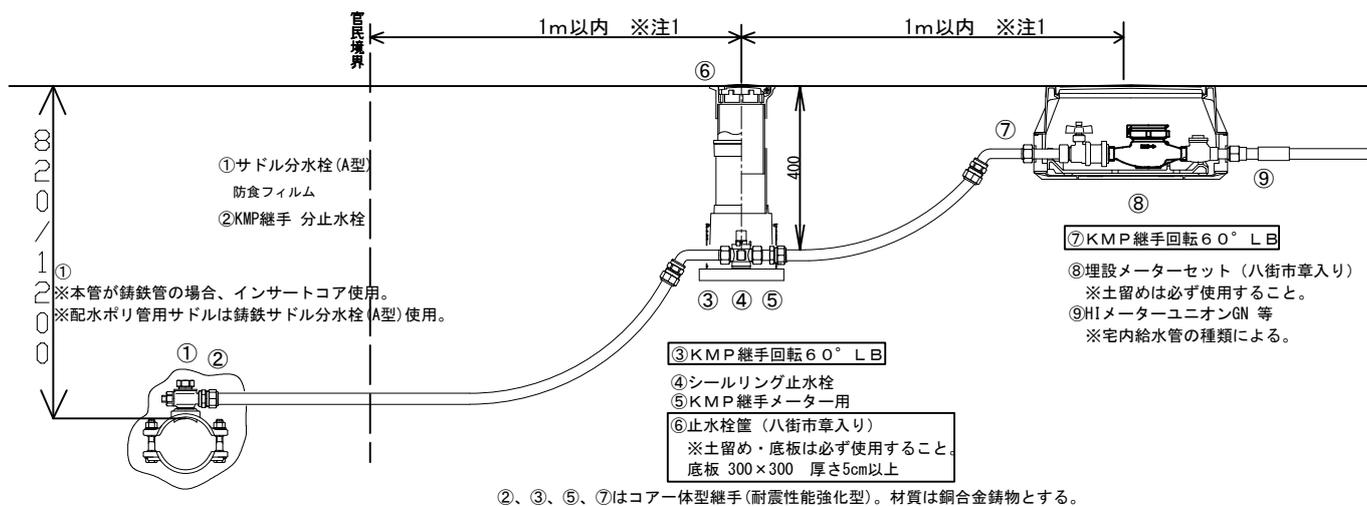
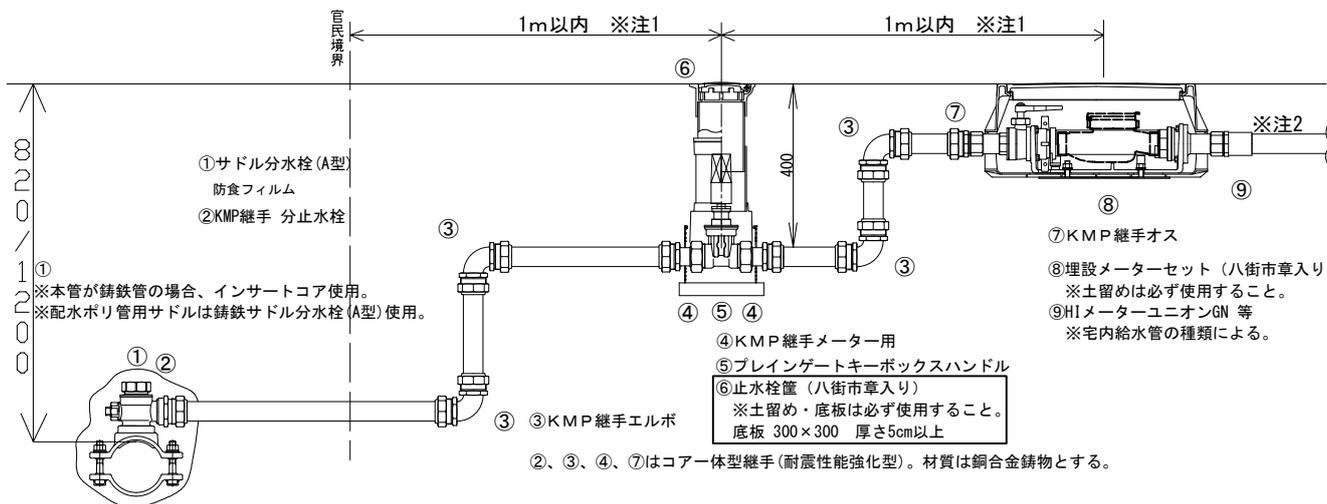


八街市標準配管図 2025(参考図)

口径25mm以下 (水道用ポリエチレン管二層管・メーターセット)



口径30・40mm (水道用ポリエチレン管二層管・メーターセット)

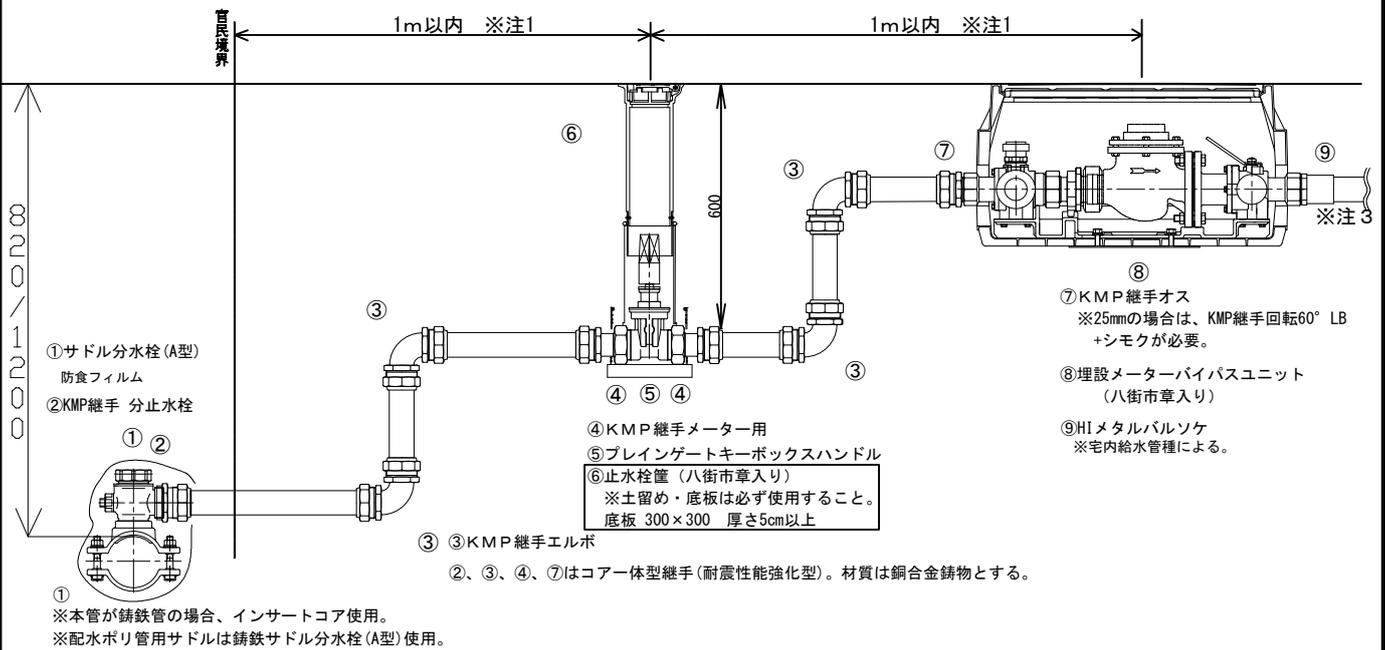


- ※注1 給水装置工事申請(新設及び改造)について、既設給水管が水道用ポリエチレン管一層管の場合、官民境界からメーターまで、水道用ポリエチレン管二層管への変更をすること。使用材料は、SKXソケット(川西水道機器)、CKジョイント(シーケー金属)で接続し、防食テープで保護をする。パイプ断水機で潰した給水管は、樹脂製プライヤーで管形状を戻し補修バンドを取り付けること。
- ※注2 戻り水対策のため、適宜止水栓を設けること。(メーターセット内に逆止弁有り)

- 共通事項
- ・インサートコアは配水支管がDIP及びCIPの場合設置すること。
 - ・サドル分水栓からメーターまでの管種は水道用ポリエチレン管二層管(13mm~50mm)とすること。75mm以上の給水管については、別途水道課と協議すること。
 - ・乙止め(止水栓)の種類はφ13mmからφ25mmはシールリング止水栓を使用し、φ30mmからφ50mmはプレインゲート止水栓(キーボックス)とする。
 - ・乙止め設置位置は、境界より平面上1m以内かつ管長1.5m以内とすること。
 - ・メーターボックスの設置位置は、メータの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メータの損傷、凍結等のおそれがない位置であること。車両等の重量物の通行する場所でないこと。
 - ・ACP施工時は、各種技能講習修了者に作業主任者を選任すること。
根拠法令 労働安全衛生法第14条、第76条 同法施行令第6条第23号 石綿障害予防規則第19条
 - ・口径75mm以上の不断水分岐については水道課との協議を行うこと。
 - ・営業用、事業用(戸建て住宅以外)のメーターボックスはバイパスユニットを使用すること。

(裏面)

営業用・事業用 口径25mm~40mmは基本的に表面の標準配管図と同様。
ただし、メーターボックスは、メーターバイパスユニットを設置すること
口径50mm (水道用ポリエチレン管二層管・バイパスユニット)



※注1 及び共通事項は表面を参考にすること。

※注3 メーターバイパスユニットはメーターセットと違い逆止弁が無い場合、事業内容及び自己水の有無により、逆止弁の設置を水道課が指示をする。(全ての口径に適用する。)
自己水が存在している事業所は、クロスコネクション防止の観点から必ず設置のこと。

---参考資料---

メーター口径選定の際は、設置水栓数及び月間使用量を考慮したものを選定すること。
設置水栓数及び月間使用量の両方を規定数以下にすること。

・一般家庭用(アパートも含む) φ20 10栓(給湯器は1栓として含む、外水栓は2栓まで控除)
※水栓数の数量が10栓を超える場合は、φ25の口径になるため引込みの口径に注意すること。

・事業用(ネジ式)

φ25_15栓_月間使用量 260m³ φ30_30栓_月間使用量 420m³

φ40_55栓_月間使用量 420m³ (参考: 日本水道協会・水道メーター型式別使用流量基準より)

・事業用(フランジ式)

φ50_月間使用量 2,600m³ φ75_月間使用量 3,300m³

○重要事項 八街市水道事業が材料承認した部材以外の使用は、

一切認めない。根拠法令 八街市給水条例第6条第2項(工事の施工)、第7条(給水装置の指定)

検査時に
チェックを
行います。

止水栓筐の土留め及び底板を必ず設置すること。
止水栓、量水器筐手前の60° ベンドを必ず設置すること。
止水栓を水平及び筐中心に設置すること。